

証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律

証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律

(短期社債等の振替に関する法律の一部改正)

第一条 短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

社債等の振替に関する法律

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 振替機関等

第一節 通則（第三条－第七条）

第二節 業務（第八条－第十四条）

第三節 監督（第十五条－第二十四条）

第四節 合併、分割及び営業の譲渡（第二十五条－第三十二条）

第五節 加入者集会（第三十三条—第三十九条）

第六節 解散等（第四十条—第四十三条）

第七節 口座管理機関（第四十四条—第四十六条）

第八節 日本銀行が振替業を営む場合の特例（第四十七条—第五十条）

### 第三章 加入者保護信託

第一節 加入者保護信託契約（第五十一条—第五十七条）

第二節 受益者への支払等（第五十八条—第六十一条）

第三節 負担金（第六十二条—第六十四条）

第四節 雜則（第六十五条）

### 第四章 社債の振替

第一節 通則（第六十六条・第六十七条）

第二節 振替口座簿（第六十八条—第七十二条）

第三節 振替の効果等（第七十三条—第八十二条）

第四節 商法の特例（第八十三条—第八十六条）

第五節 雜則（第八十七条）

第五章 国債の振替

第一節 通則（第八十八条—第九十条）

第二節 振替口座簿（第九十一条—第九十七条）

第三節 振替の効果等（第九十八条—第一百十一条）

第四節 雜則（第一百十二条）

第六章 その他の社債等の振替

第一節 地方債の振替（第一百十三条・第一百十四条）

第二節 投資法人債の振替（第一百十五条・第一百十六条）

第三節 相互会社の社債の振替（第一百十七条）

第四節 特定社債の振替（第一百十八条・第一百十九条）

第五節 特別法人債の振替（第一百二十条）

第六節 投資信託又は外国投資信託の受益権の振替（第百二十一一条・第百二十二一条）

第七節 貸付信託の受益権の振替（第百二十三一条・第百二十四条）

第八節 特定目的信託の受益権の振替（第百二十五条・第百二十六条）

第九節 外債の振替（第百二十七条）

第七章 雜則（第百二十八条—第百三十六条）

第八章 罰則（第百三十七条—第百四十六条）

附則

第一条及び第二条を次のように改める。

（目的）

第一条 この法律は、社債等の振替を行う振替機関及び口座管理機関、社債権者等の保護を図るための加入者保護信託並びに社債等の振替に関し必要な事項を定めることにより、社債等の流通の円滑化を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「社債等」とは、次に掲げるものをいう。ただし、第一号、第四号から第七号まで及び第十一号に掲げるものにあつては、株券等（株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号。以下「保管振替法」という。）第二条第一項に規定する株券等をいう。）をもつて償還されるものを除き、第八号から第十号までに掲げるものにあつては、契約において分割の定めがあるものその他の政令で定めるものを除く。

一 社債（新株予約権付社債を除く。以下同じ。）

二 国債

三 地方債

四 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）に規定する投資法人債

五 保険業法（平成七年法律第百五号）に規定する相互会社の社債

六 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）に規定する特定社債（転換特定社債及び新優先出資引受権付特定社債を除き、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものと

される同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第二百五号。附則第三条及び第四条を除き、以下「旧資産流動化法」という。）に規定する特定社債を含む。以下同じ。）

七 特別の法律により法人の発行する債券に表示されるべき権利（第一号及び第四号から前号までに掲げるものを除く。以下同じ。）

八 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託又は外国投資信託の受益権

九 貸付信託法（昭和二十七年法律第二百九十五号）に規定する貸付信託の受益権

十 資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益権

十一 外国又は外国法人の発行する債券（新株予約権付社債券の性質を有するものを除く。以下同じ。）に表示されるべき権利

2 この法律において「振替機関」とは、次条第一項の規定により主務大臣の指定を受けた株式会社をいう。

3 この法律において「加入者」とは、振替機関等が第十二条第一項又は第四十四条第一項若しくは第二

項の規定により社債等の振替を行うための口座を開設した者をいう。

- 4 この法律において「口座管理機関」とは、第四十四条第一項の規定による口座の開設を行つた者及び同条第二項に規定する場合における振替機関をいう。

- 5 この法律において「振替機関等」とは、振替機関及び口座管理機関をいう。

- 6 この法律において「直近上位機関」とは、加入者にとつてその口座が開設されている振替機関等をいう。

- 7 この法律において「上位機関」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- 1 直近上位機関

- 2 直近上位機関の直近上位機関

- 3 前号又はこの号の規定により上位機関に該当するものの直近上位機関

- 8 この法律において「直近下位機関」とは、振替機関等が第十二条第一項又は第四十四条第一項若しくは第二項の規定により口座を開設した口座管理機関をいう。

- 9 この法律において「下位機関」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

## 一 直近下位機関

### 二 直近下位機関の直近下位機関

三 前号又はこの号の規定により下位機関に該当するものの直近下位機関

10 この法律において「共通直近上位機関」とは、複数の加入者に共通する上位機関であつて、その下位機関のうちに当該各加入者に共通する上位機関がないものをいう。

11 この法律において「加入者保護信託」とは、この法律の定めるところにより設定された信託であつて、第六十条の規定による支払を行うことにより加入者の保護を図り、社債等の振替に対する信頼を維持することを目的とするものをいう。

「第二章 振替機関」を「第二章 振替機関等」に改める。

第三条第一項第二号中「株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第二十号。以下この項及び第八条において「保管振替法」という。）」を「保管振替法」に改め、同項第四号中「及び振替業」の下に「（第四十四条第二項に規定する場合を除く。）」を加える。

第八条第一項中「」の法律」の下に「及び業務規程」を加え、「短期社債等」を「社債等」に改める。

第十一條第一号中「短期社債等」を「社債等」に改め、同条第四号中「第五十六条第一項（第六十二条において準用する場合を含む。第十九条において同じ。）に規定する場合」を「取り扱う社債等に応じた第七十八条第一項（第一百十三条、第一百十五条、第一百十七条、第一百十八条、第一百二十条、第一百二十二条、第一百三十三条、第一百二十五条及び第一百二十七条において準用する場合を含む。）、第一百三条第一項又は第七条第一項に規定する場合の振替機関」に改め、同条第五号を同条第七号とし、同条第四号の次に次の二号を加える。

五 加入者が口座管理機関である場合における次に掲げる事項

イ 口座管理機関との加入者との契約に関する事項

- ロ 取り扱う社債等に応じた第七十九条第一項（第一百十三条、第一百十五条、第一百十七条、第一百十八条、第一百二十条、第一百二十二条、第一百二十三条、第一百二十五条及び第一百二十七条において準用する場合を含む。）、第一百四条第一項又は第一百八条第一項に規定する場合の口座管理機関の義務の履行に関する事項

- ハ 口座管理機関が法令、法令に基づく行政官庁の処分又は業務規程に違反した場合の措置に関する

## 事項

二 口座管理機関において第十九条に規定する事故が生じた場合の報告に関する事項

六 第三十三条に規定する加入者集会に関する事項

第十一条に次の二項を加える。

2 前項第五号イに掲げる事項には、各口座管理機関（第四十四条第一項第十五号に掲げる者を除く。）が、その加入者（同号に掲げる者、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家及び国、地方公共団体その他の政令で定める者を除く。以下この項及び第二章において同じ。）に対して、当該加入者の上位機関（保証が行われない場合においても加入者の保護に支障がない者として主務省令で定めるものを除く。）が取り扱う社債等に応じて当該加入者に対して負う第八十条第二項若しくは第八十一条第二項（これらの規定を第一百十二条、第一百十五条、第一百十七条、第一百十八条、第一百二十条、第一百二十二条、第一百二十三条、第一百二十五条及び第一百二十七条において準用する場合を含む。）、第一百五条第二項、第一百六条第二項、第一百九条第三項又は第一百十条第三項に規定する義務の全部の履行を連帶して保証する旨を含むものでなければならぬ。

第十二条第一項中「短期社債等」を「社債等」に改め、同条第二項中「第五十六条第一項及び第二項（これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。）」を「第七十八条第一項及び第三項（これらの規定を第一百十三条、第一百十五条、第一百十七条、第一百十八条、第一百二十条、第一百二十一條、第一百二十三条、第一百二十五条及び第一百二十七条において準用する場合を含む。）、第一百三条第一項及び第三項又は第一百七条第一項及び第四項」に、「短期社債等」を「社債等」に改める。

第十三条中「短期社債等」を「社債等」に改める。

第十九条中「第五十六条第一項に規定する場合その他の主務省令で定める事故が生じたとき」を「第七十八条第一項（第一百十三条、第一百十五条、第一百十七条、第一百十八条、第一百二十条、第一百二十一條、第一百二十三条、第一百二十五条及び第一百二十七条において準用する場合を含む。）、第一百三条第一項若しくは第七十七条第一項の場合その他主務省令で定める事故が生じた場合又はその口座管理機関において第七十九条第一項（第一百十三条、第一百十五条、第一百十七条、第一百十八条、第一百二十条、第一百二十一條、第一百二十三條、第一百二十五条及び第一百二十七条において準用する場合を含む。）、第一百四条第一項若しくは第一百八条第一項の場合その他主務省令で定める事故が生じた場合に」に改める。

第二十三条中「振替業」の下に「（第四十四条第二項に規定する場合を除く。以下第四十二条までにおいて同じ。）」を加える。

第二十六条、第二十八条、第三十条及び第三十二条中「加入者」を「その加入者」に改める。

第三十四条第二項中「に、加入者に対して」を「までに、各加入者に対して、書面をもつて」に改め、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、「記載し」の下に「又は記録し」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 振替機関は、前項に規定する書面をもつてする通知の発出に代えて、主務省令で定めるところにより、加入者の承諾を得て、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）により通知を発することができる。この場合には、同項の規定による通知を発したものとみなす。

第三十六条を次のように改める。

（電磁的方法による議決権の行使）

第三十六条 加入者集会に出席しない加入者は、業務規程の定めに基づき電磁的方法により議決権を行使

することができる。

2 振替機関は、第三十四条第二項に定める通知に際しては、電磁的方法による議決権の行使について参考となるべき事項として主務省令で定めるものを記載した書類を交付しなければならない。

3 振替機関は、第三十四条第三項の承諾をした加入者に対し同項に定める電磁的方法による通知をするときは、前項の書類に記載すべき情報をその通知とともに電磁的方法により提供することができる。ただし、加入者の請求があるときは、同項の書類をその加入者に交付しなければならない。

4 商法第二百三十九条ノ三第三項から第七項までの規定は、加入者集会に係る第一項の電磁的方法による議決権の行使について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項ノ定ヲ為シタル会社」とあるのは「振替機関」と、「第二百三十二条第二項」とあるのは「社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第三十四条第三項」と、「前条第四項ノ書面ノ内容タル事項」とあるのは「加入者ノ議決権ノ行使ノ為必要ナル事項トシテ主務省令ヲ以テ定ムル事項」と、同条第四項中「第二百三十一条第二項」とあるのは「社債等の振替に関する法律第三十四条第三項」と、同項及び同条第五項中「政令」とあるのは「主務省令」と、同項中「前条第四項ノ書面ノ内容タル事項」とあるのは「第三項

「定ムル事項」と、同条第七項中「第七項第一号」とあるのは「第七項（第一号ヲ除ク）」と、同項において準用する同法第二百三十九条第七項第一号中「法務省令」とあるのは「主務省令」と読み替えるものとする。

第三十八条第二項中「記載し」の下に「又は記録し」を加える。

第三十九条中「及び第四項」を「から第四項まで」に、「並びに第三百三十九条第二項、第三項、第五項及び第六項（第二号を除く。）」を「及び第三百三十九条第二項から第六項まで」に改め、「「会社」とあるのは「振替機関」と」の下に「同条第三項において準用する同法第二百二十二条ノ五第三項中「政令」とあるのは「主務省令」と、「会社」とあるのは「振替機関」と、同法第二百三十九条第三項において準用する同法第二百四条ノ二第三項中「第二百三十二条第二項」とあるのは「社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第三十四条第三項」と、「株主総会ノ会日ノ属スル営業年度ノ決算期ニ関スル定時総会」とあるのは「加入者集会」とを加え、「短期社債等の振替に関する法律第三十四条第二項」を「社債等の振替に関する法律第三十四条第二項乃至第四項」に、「第三百三十九条第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と、同条第三項中「議事録ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキ

ハ」とあるのは「議事録ニハ」と、「を「第三百三十九条第三項中」に、「同条第五項」を「同条第四項において準用する同法第三十三条规定ノ二中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第三百三十九条第五項」に、「同条第六項（第二号を除く。）」を「同条第六項」に、「「議事録ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ其ノ書面」とあるのは「議事録」と、「法務省令」とあるのは「主務省令」と、「会社ノ」とあるのは「振替機関ノ」と改める。

第三章の章名及び同章第一節の節名を削り、第四十四条を次のように改める。

#### （口座管理機関の口座の開設）

第四十四条 次に掲げる者は、この法律及び振替機関の業務規程の定めるところにより、他の者のために、その申出により社債等の振替を行うための口座を開設することができる。この場合において、あらかじめ当該振替機関又は当該振替機関に係る他の口座管理機関（主務省令で定める者を除く。）から社債等の振替を行うための口座の開設を受けなければならない。

- 一 証券取引法第二条第九項に規定する証券会社
- 二 外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第一条第二号に規定する外国証券会社

- 三 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行（同法第四十七条第一項の規定により同法第四条第一項の内閣総理大臣の免許を受けた支店又は代理店を含む。）
- 四 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第二条に規定する長期信用銀行
- 五 信託会社
- 六 農林中央金庫
- 七 商工組合中央金庫
- 八 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百二十二号）第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会
- 九 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十一号）第十二条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合及び同法第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会並びに同法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合及び同法第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会
- 十 信用協同組合及び中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一

号の事業を行う協同組合連合会

十一 信用金庫及び信用金庫連合会

十二 労働金庫及び労働金庫連合会

十三 郵政事業庁長官

十四 前各号に掲げる者以外の者であつて我が国の法令により業として他人の社債等の管理を行うことが認められるもののうち、主務省令で定める者

十五 外国において他人の社債等又は社債等に類する権利の管理を行うことにつき、当該外国の法令の規定により当該外国において免許又は登録その他これに類する処分を受けている者であつて、主務大臣が指定する者

2 振替機関が、他の振替機関の業務規程の定めるところにより、他の者のために、その申出により社債等の振替を行うための口座を開設する場合には、あらかじめ当該他の振替機関又は当該他の振替機関に係る口座管理機関（主務省令で定める者を除く。）から社債等の振替を行うための口座の開設を受けなければならない。

第四十四条の前に次の節名を付する。

## 第七節 口座管理機関

第四十五条を次のように改める。

### (口座管理機関の業務)

第四十五条　口座管理機関は、この法律及び上位機関である振替機関の業務規程の定めるところにより、  
口座管理機関として振替業を行うものとする。

2　口座管理機関は、振替口座簿を備えなければならない。

「第二節 振替口座簿」を削り、第四十六条及び第四十七条を次のように改める。

### (準用)

第四十六条 第十四条の規定は、口座管理機関について準用する。

### (日本銀行が国債の振替に関する業務を當む場合の特例)

第四十七条 主務大臣は、日本銀行が次に掲げる要件を備えるときは、第三条第一項の規定にかかわらず、日本銀行を、その申請により、この法律の定めるところにより振替業（国債に係るものに限る。以

下第五十条までにおいて同じ。) を営む者として、指定することができる。

一 次条において読み替えて適用する第二十一一条第一項の規定によりこの項の指定を取り消されたときは、その取り消された日から五年を経過している」と。

二 この法律の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けたことがなくなつたときは、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過していること。

三 業務規程が、法令に適合し、かつ、この法律の定めるところにより振替業を適正かつ確實に遂行するためには十分であると認められる」と。

四 その人的構成に照らして、振替業を適正かつ確実に遂行することができると認められる知識及び経験を有すると認められること。

2 主務大臣は、前項の指定をしたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

3 第四条第一項（第一号、第四号及び第五号を除く。）及び第二項（第一号、第五号及び第六号を除く。）の規定は、第一項の指定を受けようとする日本銀行について準用する。この場合において、同条

第一項第一号中「商号」とあるのは「名称」と、同条第二項第一号中「前条第一項第一号及び第三号」とあるのは「第四十七条第一項第二号」と、同項第二号中「会社登記簿」とあるのは「登記簿」と読み替えるものとする。

第四十七条の前に次の節名を付する。

#### 第八節 日本銀行が振替業を営む場合の特例

第四十八条から第五十条までを次のように改める。

第四十八条 前条第一項の指定を受けた日本銀行は、振替機関とみなして、この法律の規定（第五条から第七条まで、第八条第二項及び第三項、第九条、第二十条第二項及び第三項、第二十三条第三号及び第四号、第二十四条から第三十条まで、第四十条、第四十一条第一項第二号、第四十三条、次条、第五十条、第四章並びに第六章並びに附則第一条から第十条まで、第十二条から第十八条まで及び第二十七条から第三十六条までの規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

|         |  |                  |
|---------|--|------------------|
|         |  | 第八条第一項           |
| 第十二条第二項 | 業務   | 業務（国債に係るものに限る。）を |
| 業務及び財産  | 第七十八条第一項及び第三項<br>(これらの規定を第一百三<br>条、第一百十五条、第一百十七<br>条、第一百十八条、第一百二十<br>条、第一百二十一條、第一百二十一<br>三条、第一百二十五条及び第一百<br>二十七条において準用する場<br>合を含む。)、第一百三条第一<br>項及び第三項又は第一百七条第<br>一項及び第四項の義務を履行<br>する目的のため、自己 | 自己               |
| 第十六条第一項 |  |                  |

|         |  |                                     |
|---------|--|-------------------------------------|
| 第十七条    | 定款又は業務規程   | 業務規程                                |
| 第十八条第一項 | 第四条第一項第一号、第三号<br>又は第四号   | 第四十七条第三項において読み替えて準用する第四条第一項第一号又は第三号 |
| 第十八条第二項 | 商号   | 第四十七条第三項において読み替えて準用する第四条第二項第三号      |
| 第二十条第一項 | 業務若しくは財産に関して報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に、振替機関の営業所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に | 業務に関して報告又は資料の提出を命ずる                 |

|                      |  |  |       |
|----------------------|--|--|-------|
|                      |  |  | 質問させる |
| 第二十一条                | 運営又は財産の状況  | 運営   |       |
| 第二十二条第一項             | 第三条第一項の指定若しくは第九条第一項ただし書の承認を取り消し、六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止 | 第四十七条第一項の指定を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止 |       |
| 第二十二条第一項第一号          | 第三条第一項第二号又は第三号   | 第四十七条第一項第一号                                    |       |
| 第二十二条第一項第二号及び第三号並びに第 | 第三条第一項   | 第四十七条第一項                                       |       |

二項並びに第二十三条

第一号

第三十一条第四項

第二十五条第四項の規定は、  
前項の譲渡契約書について準  
用する

第三十二条

商法第二百四十五条第一項の  
株主総会の承認の決議のほ  
か、その

その

とができる

第三十二条

第二十六条、第二十八条、第  
三十条又は前条

第四十八条において読み替えて適用する第  
三十二条

第四十一条第一項

第三条第一項

第四十七条第一項

第四十一条第二項

者又は一般承継人（合併により消滅した振替機関の権利義務を承継した者であつて、振替業を営まないものに限る。）

次条において同じ。）

第四十二条

第三条第一項

者又は一般承継人

第五十二条第一項

第三条第一項

第六十九条第二項

第五十八条  
第五十九条第一項

第六十九条第二項

第四十八条の規定による読み替え後の第五十九条第九項及び第十項（同条第十一項において準用する場合を含む。）、第六十九条

第八十九条第二項

第三条第一項

第四十七条第一項

## 第九十一条第五項

## 二 銘柄ごとの金額

二 銘柄ごとの金額（次号に掲げるものを除く。）

二の一 振替機関が質権者であるときは、その旨及び質権の目的である振替国債の

## 銘柄ごとの金額

## 第九十二条第一項

## 加入者

## 第九十二条第二項

## 一 当該振替機関が前項第三

号の口座を開設したもので

ある場合には、当該口座の

前条第三項第三号に掲げる

事項を記載し、又は記録す

る欄（以下この章において

「保有欄」という。）にお

## 加入者及び振替機関

## 一 当該振替機関が前項第三号の口座（機

関口座を除く。）を開設したものである

場合には、当該口座の前条第二項第二号

に掲げる事項を記載し、又は記録する欄

（以下この章において「保有欄」とい

う。）における前項第一号の加入者に係

る同項第四号の金額の増額の記載又は記

ける前項第二号の加入者に

録

係る同項第四号の金額の増  
額の記載又は記録

一の二 当該振替機関が当該振替国債を取  
得したものである場合には、その機関口  
座の第四十八条の規定による読み替え後の  
前条第五項第二号に掲げる事項を記載  
し、又は記録する欄における前項第四号  
の金額の増額の記載又は記録

第九十二条第三項

規定

規定（第一号の二の規定を除く。）

第九十三条第一項

規定

場合又は第四十八条の規定による読み替え後  
の第九十三条第八項の規定により元利分離  
を行う旨を決定した場合

従い

従い、又は第四十八条の規定による読み替え  
後の第九十三条第八項の規定により、その

## 第九十三条第七項

決定したところに従い

7 前項の規定は、同項第二

号（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた振替機関等について準用する。

8 振替機関が、その機関口座の第四十八条の規定による読み替え後の第九十一条第

五項第二号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄に記載又は記録がされている特定の銘柄の分離適格振替国債について、特定の金額につき元利分離を行う旨を決定した場合には、当該振替機関は、直ちに、同号に掲げる事項を記載し、

7 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた振替機関等について準用する。

|  |    |   |
|--|----|---|
| 第九十四条第一項   |    |   |
|  | 場合 |   |
| 場合又は第四十八条の規定による読み替え後の第九十四条第八項の規定により統合を行う旨を決定した場合 |    | <p>又は記録する欄に記載又は記録がされている当該銘柄の分離適格振替国債に係る特定の金額についての減額の記載又は記録、当該分離適格振替国債の元本部分である振替国債に係る当該金額と同額についての増額の記載及び当該分離適格振替国債の各利息部分である振替国債に係る当該分離適格振替国債の各利息の金額と同額についての増額の記載又は記録を行わなければならない。</p> |

従い

従い、又は第四十八条の規定による読み替え後の第九十四条第八項の規定により、その決定したところに従い

第九十四条第七項

7 前項の規定は、同項第二号（この項における場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた振替機関等について準用する。

8 振替機関が、その機関口座の第四十八条の規定による読み替え後の第九十一条第五項第二号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄に記載又は記録がされている

特定の分離元本振替国債及び分離利息振替国債について、特定の金額につき統合

---

---

---

を行う旨を決定した場合には、当該振替機関は、直ちに、同号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄に記載又は記録がされている当該銘柄の分離元本振替国債及び各分離利息振替国債に係る当該金額についての減額の記載又は記録並びに当該分離元本振替国債と名称及び記号を同じくする分離適格振替国債に係る当該分離元本振替国債の減額の金額と同額についての増額の記載又は記録を行わなければならぬ。この場合において、当該決定に係る各分離利息振替国債の利息支払期日及び金額は、当該決定に係る分離元

---

|                 |  |   |
|-----------------|--|---|
| 第九十五条第三項第四号     | 第九十五条第一項   |   |
| 振替先口座（機関口座を除く。） | 場合<br>従い   | 本振替国債の金額と同額であつて当該決定に係る分離元本振替国債と名称及び記号を同じくする分離適格振替国債の各利息部分の利息支払期日及び金額と同一でなければならない。 |
| 振替先口座           | 場合<br>従い、又は第四十八条の規定による読み替え後の第九十五条第九項の規定により振替を行う旨を決定した場合<br>従い、又は第四十八条の規定による読み替え後の第九十五条第九項から第十一項までの規定により、その決定したところに従い |   |

|                                       |  |  |
|---------------------------------------|--|--|
|                                       |  | 保有欄  |
| 第九十五条第八項                              | 質権欄  | 保有欄（機関口座にあつては、第四十八条の規定による読替え後の第九十一条第五項第一号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄（以下この章において「機関保有欄」という。）） |
| 8 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知が | 質権欄（機関口座にあつては、第四十八条の規定による読替え後の第九十一条第五項第一号の二に掲げる事項を記載し、又は記録する欄（以下この章において「機関質権欄」という。）） | 質権欄（機関口座にあつては、第四十八条の規定による読替え後の第九十一条第五項第一号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄（以下この章において「機関保有欄」という。）） |
| 8 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知が | 8 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知が  | 8 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知が  |

あつた場合における当該通

座管理機関について準用する。

知を受けた口座管理機関について準用する。

9 振替機関が、その機関口座の機関保有欄又は機関質権欄に記載又は記録がされている特定の銘柄の振替国債について、特定の金額につき加入者の口座への振替を行う旨を決定した場合には、振替機関は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 機関口座の当該決定に係る欄における銘柄の振替国債の金額についての減額の記載又は記録

二 当該振替機関が当該決定に係る振替先口座を開設したものである場合に

は、当該口座の保有欄又は質権欄における前号の金額についての増額の記載又は記録

三 当該振替機関が当該決定に係る振替先口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であつて当該振替先口座の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における第一号の金額についての増額の記載又は記録並びに当該直近下位機関に対する当該振替において増額の記載又は記録がされるべき振替国債の銘柄及び金額、振替先口座並びに当該口座において増額の

記載又は記録がされるのが保有欄か、

又は質権欄かの別についての通知

10 前項第三号の通知があつた場合には、

当該通知を受けた口座管理機関は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならぬ。

- 一 当該口座管理機関が振替先口座を開設したものである場合には、当該振替先口座の当該通知に係る欄における前項第一号の金額についての増額の記載又は記録
- 二 当該口座管理機関が振替先口座を開設したものでない場合には、その直近

|  |   |
|--|---|
| 第九十六条第一項   |   |
| 場合   | <p>11 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。</p> |
| 場合又は第四十八条の規定による読み替え後の第九十六条第八項の規定により抹消を行う旨を決定した場合 |   |

|              |   |   |
|--------------|---|---|
| 第九十六条第七項     | 7 国は、振替国債の債権者又は質権者に対し、振替国債の償還（分離利息振替国債）をするのと並んで、利息の支払（引換えにその口座における当該振替国債の銘柄についての当該償還に係る振替国債の金額と同額の抹消をその直近上位機関に対して申請することを請求することを請求することができる。）をすると、利息の支払（引換えにその口座における当該振替国債の銘柄についての当該償還に係る振替国債の金額と同額の抹消をその直近上位機関に対して申請することを請求することを請求することを請求することができる。）をとることとする。 | 従い、又は第四十八条の規定による読み替え後の第九十六条第八項の規定により、その決定したところに従い |
| 機関に対して申請すること | 8 振替機関が、その機関口座の機関保有欄又は機関質権欄に記載又は記録がされ   |   |

を請求することができる。

|                                  |                                  |   |
|----------------------------------|----------------------------------|---|
| 第九十九条                            | 第九十八条                            |   |
| 申請<br>する欄                        | 申請                               | 当該決定に係る欄における当該決定に係る銘柄の金額についての減額の記載又は記録をしなければならない。 |
| 申請又は第四十八条の規定による読み替え後の第九十五条第九項の決定 | 申請又は第四十八条の規定による読み替え後の第九十五条第九項の決定 | 特定の金額につき抹消を行う旨を決定した場合には、当該振替機関は、直ちに、機関保有欄         |

|                           |          |  |                                      |                              |
|---------------------------|----------|--|--------------------------------------|------------------------------|
|                           |          |  |                                      | 質権欄<br>(機関口座にあつては、機関質権<br>欄) |
| 第一百二十二条第一項第<br>一百三十二条第一項第 | 第一百三十一条  | 第一百二十九条第一項   | 第一百三十三条第一項第一号<br>及び第一百七条第一項第一号<br>一号 | 質権欄<br>(機関口座にあつては、機関質権<br>欄) |
| 第三条第一項                    | 第三条第一項   | 又は第九十五条第一項の振替<br>の申請                                     | 加入者の口座<br>及び加入者の口座及び機関口座             | 加入者及び振替機関                    |
| 第四十七条第一項                  | 第四十七条第一項 | 若しくは第九十五条第一項の振替の申請又<br>は第四十八条の規定による読み替え後の第九<br>十五条第九項の決定 | 申請又は第四十八条の規定による読み替え後<br>の第九十五条第九項の決定 | 申請                           |